

第4回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録	
開催日時	平成25年 8月29日(木) 午前10時～12時
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室
議 題	1、開会 2、案件 ①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 第3回審議会の確認 ②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて ・地域コミュニティ政策について ・NPO政策について 3、その他 4、閉会
出席者	委 員 伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、澤井 勝 委員、 辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、 福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】
	事務局 今西市民活動部長、萩原市民活動部次長、 南総合政策部理事、堀内協働推進課長、 澤野井地域活動推進課長、上羅地域教育課長補佐 事務局（協働推進課）
開催形態	公開（傍聴人0人、報道関係者1人）
決定事項	特になし
担当課	市民活動部 協働推進課
議事の内容	
1 開会	
2 案件	
①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 第3回審議会の確認	
〔質疑・意見の要旨〕	
澤井会長	案件①について、事務局から説明をお願いします。
堀内課長	案件①第3回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の確認について、参考資料「第3回審議会の概要」をご覧いただきたい。第3回審議会では、「地域コミュニティ政策について」の議論と、「NPO政策について」の議論を行っていただいた。地域コミュニティ政策については、奈良市自治連合会の中に地域まちづ

くり推進協議会検討委員会が立ち上げられた旨と、そこでの議論を踏まえ、奈良市自治連合会からの要望があつてから条例に追加していただきたい、という報告をさせていただいた。また、NPO政策については、他自治体のNPO政策に関する条例をもとに、市内のNPO法人の現状や、市民提案制度についてご意見をいただいた。その中で、条例の文言については、草津市と東近江市が参考になること。市民提案制度については、豊中市、箕面市及び、西宮市が参考になること。市内のNPOの現状を知った上でNPOの支援を検討するため、市内のNPO法人の一覧及び、市との協働実績が知りたい、といったご意見をいただいた。本日は、これに基づき、地域コミュニティ政策及び、NPO政策についてご議論いただきたいと思う。以上である。

2 案件

- ②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて
 ・地域コミュニティ政策について

〔質疑・意見の要旨〕

福尾委員 前回の審議会で、非常に戸惑ったことがある。1ヶ月に1回のペースで審議会が行われており、その間に地域まちづくり推進協議会検討委員会が開催され、この2ヶ月でとても進んだ。まちづくり協議会を住民全体に広げていくことには自治会が主体になることは良いことと私も思う。だが、第1回目の話にあったように、地域にも様々な事情があり、自治連合会が主体になれない地域の住民の声をどのように聞くのか疑問に感じる。

室委員 今の話は、事務局及び行政側がどうするのか、ということなのか。私が前回提案したのは、概ね小学校区単位のまちづくり協議会を作っていくということに関して、梅林委員から自治連合会はこうしていく、地域活動推進課長からは、それに沿ってともに進めていきたいというお話だった。それならば、それらの動きは一つの動きとして、審議会はどう考えていくかということをご提案させていただいた。自治連合会や地域活動推進課の動きに対して、それでよろしいという話になるのか。先程のまちづくり協議会に関しても、我々が議論を行い、一定の方向でまとめてお返しすることになるのだろうかと思うが、そのあたりが曖昧で終わったように感じた。行政サイドの意見も欲しいし、我々審議会のスタンスはどうなのか、話し合いをしていただけたらと思う。

梅林委員 先程の話であるが、昨日も第2回の地域まちづくり推進協議会検討委員会があった。その中で出てきたのは、地域によって3つの

違いがある。地区自治連合会と地区社協が一体となっている地域、地区自治連合会より地区社協の方がまとまっていて地区社協が活発に活動をされている地域、地区自治連合会と地区社協が別々に行動している地域。そういった地域的な事情をどうするのかという話題が出てきた。自治連合会から声を挙げて行こうではないかという意見が出された。昨日は、伊賀市や八尾市の事例を検討したが、伊賀市では農業委員や消防団も（協議会の構成員に）入ってきているようだが、実際には既得権益等もあり、（奈良市の場合、伊賀市のように）うまくいくのかという議論にもなった。

それでも、自治連合会が中心となって声をかけていこう、そうでなければ地区社協から（他の各種団体に）声をかけてもらうという方法をとらないとどうしようもなくなる。今後は、進んでいる地域と進んでいない地域の差が大きくなってくると思う。進んでいる地域の事例を参考にしながら、（最終的には）48地区で協議会を立ち上げていければと思う。地区社協と地区自治連合会がうまくいっていない地域もたくさんあり、（他の各種団体を）どのようにして巻き込んでいくのか、その議論を今から始めていくところである。

中川副会長

おっしゃっていることはもっともだと思う。道理の立場から言えば、これは団体自治の分権化ではなく、住民自治の実体的強化である。「市役所の出張所を作ってくれ」というわけではない。住民自治の実体的強化なので、住民自治のリーダーシップであるのが当然だと思う。役所からしてくれと言われて、（住民が）仕方なくしているという話ではない。（住民が）したいからする。住民が皆まとまり、自分たちでした方が得だ、強くなる、結果的に我々の生活も良くなるということが確信できるから自分たちですという話である。それを大阪市のように平成24年度中に（まちづくり協議会を）結成しないと補助金を半額にする、といったようなアメとムチ（の手法）はないだろうというわけである。だから（地域の）成熟度が高まってきたら、（協議会を設立）しましょうとなるのが本来である。無理にするという話ではない。ここだけははっきりさせないといけない。さもないと、（我々が協議会を設立したら）役所は何をしてくれるのか、どのように世話をしてくれるのか、という話になる。（住民が）したくなければしなければいい、と私は思っている。

例えば、福岡市では、数百ある小学校区のうち、（協議会が設立されていないのは）あと2校区である。しかしそこに至るには10

年という長い年月を経ている。だからこの取り組みについては、1年や2年で全地区に協議会が設立できると考えない方がよい。間違っても大阪市のようなことはしないほうがよい。

他にも、例えば神戸市では、既に条例が施行されて10年以上が経過しているが、モデル地区としてできているのは、まだ7つである。神戸市がなぜ難儀しているかという、各部局が競ってまちづくり団体を作りすぎており、それらを統合できなくなってしまう。文科省系の市教委、あるいは厚労省系の市の保健福祉部局が、新たな住民団体を作ろうと働きかけるため、かつてその件について審議会で紛糾したことがある。「進めようとしていることと、行政が縦割りですでていることが逆行している、いい加減にしてくれ。」という意見があった。いよいよ統合するために、各審議会の会長、副会長が集まって合同協議をしようというところまで来ている。(審議会は)全部で6つか7つあって、教育、保健福祉、地域活動、産業経済、都市計画といった分野である。そして住民団体との関係性について整理しようという事態になっている。神戸市と奈良市が一緒だとは思わないが、福尾委員がおっしゃっている問題は、神戸市が抱えている問題とよく似ている。

神戸市は、自治会・町内会、そして婦人会も強い。また、防災福祉コミュニティという組織を作っている。さらに、ふれあいのまちづくり協議会(奈良市でいう社会福祉協議会)という組織もある。大きく分けて、地縁系の自治会婦人会系と、防災福祉コミュニティ(防福コミュニティ)、ふれまち協、この3つのいずれがリーダーシップを執っても構わないとしている。「地域の実情に応じて住民が判断してください。その実情に合わせて助けて欲しいところや応援して欲しいところがあれば、地域担当職員が駆けつけます。行政が介入していき、必ず3団体集まってほしいとか自治会抜きだと困るという話はしません。」というスタンスで(神戸市は)取り組んでいる。そのため、地域によってふれあいのまちづくり協議会が中心となっている地域や、対照的に防災福祉コミュニティが中核になっている地域もある。西区周辺では自治会がリーダーシップを握っている。それはそれで良いと思う。全市一律に自治会にお願いするという形だと、辛い地域もある。地域の資源に応じて住民と行政が手を結んで絵を描いていくしかない。まして「統一基本方針」というのはもっての外であり、(行政は)そういった認識を持っていけば良い。

ただ私の考えだが、自治会・町内会を抜きにしたまちづくり協議

会は、心臓のない協議会と一緒に、決して動かない。それでは、自治会・町内会がない地域は（どうするか）というと、そういった地域にとっては新しい仕組みを作るチャンスではあるわけだし、それはそれで良いのではないか。様々なバリエーションがあるということをご理解いただいたら良い。行政の責任ではなく、住民による住民自治の行使だから、方程式はないというのが答えである。

澤井会長

この後、コミュニティ政策について議論していくわけだが、今発言がされたようなことを、コミュニティ政策として条例に位置付けていく、整理していく、というのがこの審議会の役割ではないか。例えば、梅林委員からあったように、校区によっては、町内会や自治会が主体となっている地域、それから地区社協が中心となっている地域、それからそれらの団体はあるが全然協力できていない地域、というように三つの類型がある。どのようなコミュニティを作っていくのかということを経験ごとに想定しないといけない。奈良市のコミュニティ政策として、それぞれを位置づけるのが審議会の役割ではないか。

現在は自治連合会の方が（審議会より）議論が進んでいるので、（自治連合会で検討されている）まちづくり協議会の方がより具体化が進むであろう。ただ、社協にしても、NPO法人にしても、このようなコミュニティ政策を今やっているし、こうだという位置付けを出していき、（実際に条例に）位置付けていく。鳥見地区の社協などすごい取り組みをされている団体もある。社協のまちづくりをどのように位置付けていくのか、といった主体を審議会として位置付けながら奈良市全体のコミュニティ政策を作っていく。その点では、神戸市のお話を聞くと、収拾がつかないのではと心配になる。そういった点では奈良市の方がそこまで議論が進んでいないと思うので、その点では審議会が、方向性というか整理機能というのが果たせれば良いと思う。これからのコミュニティ政策に関する議論が、そういった意味では多様性のある地域を作っていく（きっかけとなる）。そのような意味でのコミュニティ政策という議論をしていったらどうかと思う。

堀内課長

事務局からだが、先程第3回審議会の経緯を報告させていただいた。奈良市自治連合会内に、地域まちづくり推進協議会検討委員会を立ち上げられ、その中で様々な議論を進めていただいているので、（審議会としては）できれば議論の推移を見守ったうえで、条例改正などについて議論していただき、もちろん先程各委員の

ご意見の中でも地域コミュニティの進め方に対する考え方があると思うのだが、とりあえずは自治連合会での議論の推移を見守った中で、今後の機運の状況で改正などの議論を再度していただけたらと思う。

室委員

今後のまちづくり協議会の目指すものとして、条例に入れたほうが良いというのがこの審議会の今までの流れである。今の段階で具体的な内容まで踏み込む必要はないが、それぞれの地域で頑張っていくのにこういった方法があるということを示し、それを共有できるようにするには、方向性として理念的なものだけでも書くべきだと思うし、書いて欲しいという思いである。中川副会長がおっしゃる意見に同感なのだが、加えて言うならば、方向性、理念だけでも書いておいた方が良いというのが私の意見である。

澤井会長

そのように条例を改正して条例に書き込むということか。

室委員

条例に書き込むという意味である。

堀内課長

審議会の最後に議論の経緯を含めて提言等を作成していただけたらと思っている。今室委員がおっしゃった方向性といったこともその中に盛り込んでいただけたらと思う。

室委員

我々がこの審議会で意見をまとめて市に返せば良いのであって、それを受けて（市が）どうされるかは、市側の話であるが、もし我々と異なるようなことになるのならば、それに対する説明責任を果たしてもらえたら良いと思う。

中川副会長

条例に書き込むことについては、私も反対ではない。書き方の問題だと思う。多くの自治基本条例の中に、大阪市では「地域活動協議会」、奈良市では何にしたら良いか、「住民自治協議会」でも「市民自治協議会」でも、「地域自治協議会」でも何でも良い。ただ正式名称だけ決めておいて地域の総意によって認定された地域まちづくり協議会を作ることができる、とだけ書いておくことが良い。細目については、規則によって定める、としておけばよい。多くの自治基本条例はこの書き方である。伊賀市のように住民自治協議会の条項だけで10数ヶ条書いているところもあるが、あれは合併の時だからできた。名張市は1ヶ条だけである。伊賀市は地域何とか委員会である。自治体によって名称は違うが、草津市もまちづくり協議会という名前で、その方向で書こうとしている。「住民の総意によってまちづくり協議会をつくることができる」とし、「市長は、まちづくり協議会の所要の条件が満たされた場合は、これを認定するものとする」、としている。それだけならば、さほど深い議論をしなくても、方向性のみ出すことができる。

福尾委員

細目にわたって議論するからしんどいのであって、方向性だけでも条例に入れることは可能だと思っている。

この審議会の意義、役割がどこにあるかの話である。こうやって話していることをいかにして成果にするのかが非常に気になっているので今のようなことを申し上げた。もし方向性を文章にしていただけるのであれば、成果が出せるのかなと考える。

澤井会長

条例改正の議論をまとめていくときにまた議論をしたいと思う。方向性と言っても幅広く、具体的な文言について議論しても議論にならない。それを超える議論になるよう、だんだん近付けていきたいと思う。

今意見交換をしたが、その中でコミュニティ政策については具体的には奈良市自治連合会の中でまちづくり協議会の議論が進められるということである。条例との関係でいうと、奈良市自治連合会の議論をもって条例を改正するとすれば、その段階でまとめていく必要がある。(奈良市自治連合会の) 中間報告(の完成)が来年の1月頃になってくるので、時期も含めてコミュニティ政策についての条例案の議論になってくると思う。その前の段階で、この審議会としては、NPO等の側から見た議論があれば議論していただければと思う。今はまだ具体的な案が無いので、そこは奈良市自治連合会の議論を待って、という事になる。その点について、社協からコミュニティ(政策)についてこうしたいとかあれば、今後の議論の中で提案していただければと思う。NPOはどうしたら良いか。地区協議会レベルでは関わりにくいのが現状だと思う。議論しながら、接点があれば、その中で議論していくという進め方になると思う。

今西部長

条例を改正することは反対ではないし、中川副会長がおっしゃたように、書くとなればどういった内容のものにするかということと、(条例改正の) タイミングをどうするかということが問題だと思う、今年度の議論(の回数)が少ない中で翌年の3月までに改正をすべきなのか、あるいは2月に(奈良市自治連合会から) 中間報告が出るので、条文についてのある程度方向性が出るのであれば26年度中(の改正)でも良いと思う。そのコンセンサスを得ることができれば、3月までに条例を必ず改正しなければならないということではなく、スケジュールも含めて議論していただければと思う。

今議論を進められているものを書き込むことについては反対ではない。その方向で進めたいと思っている。ただ、そのタイミング、

<p>澤井会長</p> <p>梅林委員</p> <p>澤井会長</p>	<p>スケジュール（の問題）があるため（審議会を）尊重したいと思うし、3月までにコミュニティ政策とNPO政策について改正して、また次の年に再び改正するというのは、議会への説明責任という意味でいかがかと思われるので、そこをどうすればよいかお話いただければと思う。</p> <p>奈良市自治連合会の議論を待つということで良いのではないだろうか。</p> <p>昨日の（地域まちづくり推進協議会検討委員会の）会議で初めて委員の全員が真剣に条例について考えた。まだ、そういった段階である。その中で、実際に進めていくのにどうしていこうという中で、条例に入れる条文について具体的な話が出てきている。いずれにしても、部分的に入れるかどうか、もう少し議論を進めていかなければならないと思っている。私を含めて今まで参画協働の意味が分からなかった人たちが、私自身も審議会委員になって分かったため、具体的な議論を今後進めていきたいと思っている。</p> <p>具体的に議論に入ったが、我々審議会としては、（奈良市自治連合会の）動きを見ていきながら、条例改正の方向であればそれについて確認をしていくという話になった。今の段階ではそんな漠然とした議論になる。</p>
<p>2 案件</p> <p>②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて</p> <p>・NPO政策について</p>	
<p>〔質疑・意見の要旨〕</p>	
<p>堀内課長</p>	<p>案件②「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」の2点目の「NPO政策」であるが、どこまで踏み込んだ支援策を明記するか、が論点となっていた。前回の審議会では、奈良市のNPOの現状を知りたいというご意見をいただいていた。まず、平成25年8月20日時点で、奈良市内には161団体があり、資料1「市内のNPO法人一覧」で認証年月日順に一覧にさせていただいている。主な活動分野については、番号で表記させていただいているので、分野については資料1の最終ページをご参照いただきたい。</p> <p>続いて、資料2「コミュニティ施策及びNPO施策の条例文言」についてである。前回の審議会で中川副会長からご紹介いただいた草津市と東近江市では、現在、参画条例を策定中で、東近江市についてはまだ文言の作成まで至っていないとのことで、草津市のみ記載させていただいている。条文への明記の背景については、</p>

両市とも、「地縁系団体もNPOもまちづくりを担うパートナーであることから、支援策をはじめ、役割や位置づけを明記する必要があるため」ということである。

「市民提案制度」については、資料3「市民提案制度一覧」をご覧いただきたい。前回の審議会で中川副会長からご紹介いただいた豊中市、箕面市、西宮市の市民提案制度についてまとめている。市民提案制度の形態については、3市とも市から提示した内容について事業を募集する「テーマ設定型」と、団体から自由に事業を提案する「自由提案型」がある。奈良市では平成18年度から21年度まで、「自由提案型」で市民企画事業を実施しており、協働推進課としては、今後、制度の仕組みを再考していきたいと考えている。以上である。

室委員 どこまで関連するか分からないが、1%条例制定過程の検討委員会は、NPO法人条例指定に関する検討委員会で終わったのか。それとも市民公益活動推進会議で議論されるのか。

今西部長 市民公益活動推進会議は終わっている。条例の検討委員会から半分ずつ分かれて、審議会と市民公益活動推進会議になった。市民公益活動推進会議は1%条例についての議論を行い、その目的を果たした後、任期満了により役割が終わった。NPO法人条例指定制度については、市民公益活動推進会議で議論したのではなく、NPO法人条例指定制度検討委員会という新たな委員会を立ち上げて議論を行った。

室委員 市民提案制度について、議論されたことはあるのか。

今西部長 市民提案制度については議論していない。まず、税制改正に伴う寄附金控除について議論をしたので、今年度はNPO法人以外の団体への財政支援についてこれから議論していくことになっている。

室委員 市民提案制度も条例で書いていってほしいと考えている。どこまで書くかは今後考えれば良いことであって、書き込むかどうかについては、先ほどと同様書き込むべきと考えている。

澤井会長 資料3の市民提案制度一覧について、奈良市、豊中市、箕面市、西宮市があるが、現在も実施しているのは西宮市と箕面市か。奈良市は平成21年度に市民企画事業が終わっているが、その評価・総括はどうか。

今西部長 4年間やってきた中で、限度額は設けないというのが当時の市長の意向であったため、非常に高額な提案もあった。審査委員会で採択したが、財政的に予算計上ができなかつたり、観光部門に企

画が偏っていたりしたため、担当課本来の事業ができないという課題があった。また、市長の交代もあり、今は廃止になった。他の都市でもやっているような市民からの提案制度が必要とは担当課も認識しており、室委員がおっしゃったようにコミュニティ政策について書き込むのであれば、NPO支援についても条例に書きたいという気持ちは持っている。

澤井会長 市民提案制度の設計をはっきりさせないと、条例に書くとしても書けない。

今西部長 市民提案制度をどうするか骨格ができていないため、早く考えていかなければならない。

渡邊委員 市民提案制度の委員をしていたが、確かに偏った提案が結構あった。きたまち案内所や転害門案内所は、事業としてはできなかったが、観光事業としてその後日の目を見ており、他にもそんな事業がある。今までなら大宮通りの南側に観光スポットが集中していたが、きたまちにも色々なところがあることをアピールできるようになった。内輪だけでなく町全体の盛り上がりにつながったのではないかと考える。審査委員会が終わった後にできたが、きたまちの盛り上がりや町の雰囲気も良くなってきたと思う。

澤井会長 どう評価するか、全体も含めて。事業と波及効果なども共有化されていないと感じる。

中川副会長 市民提案制度も、コミュニティ政策と同じく、参画協働に関する支援制度の重要な柱になることは事実だが、条例にはこまごま書くよりも規則委任として書けばよい。制度設計については、結構議論しなければいけない。条例に明記しましょうという方向を確認することは良いが、細部については規則委任を前提に詳しく議論すれば良いと思う。

他市の事例を見てみても、市民からの協働事業提案は思った以上に出ない。市民が悪いわけではなく協働という概念が浸透していないからで、提案を出してほしいと言ってもどこへ向けてボールを投げて良いのか分からないということがある。協働の啓発と並行してやっていかないと広がらない。

一方で、提案公募型の行政が設定したテーマで、市民と一緒にやりませんかというのには割りと反応を示してもらえる。見えやすい。市民からの独自提案で採択された事業で、私がおもしろいと思った事業だが、歩道がユニバーサルデザイン対応の歩道になっているか否か、各小学校や中学校の近辺をモデルとして、1年間かけて調査させてくれという市民提案があって、採択された。そ

の調査データを見た結果、思いのほか、ユニバーサルデザイン対応ができていなかった。障がい者や高齢者にとって非常に使いにくい道路が学校近辺にあった。一斉に道路点検をしないといけないと政策が発展したことがあった。予算の制約があり、そこまで工事ができていなかったが、それがきっかけで政策の優先順位があがり、早速やりましょうということになった。

文部科学省関係で、学校へ正式教員でない英語教員の強化配置をせよということで、その人材をどのように調達していくかというアイデアを市民が提案し採用されたというものもあった。良い意味でのニッチな、我々が見落としがちな部分に関して市民提案制度は有効である気がする。ただ、マクロな話になると市民も勘がくるってくる感じがする。今西部長が述べた巨額な予算が必要な提案はたぶんその事例ではないかと思う。行政の仕組みや役割分担が市民に見えていない時に、奇想天外な提案が出てくる可能性があるため、前さばきが必要である。行政提案型より、市民提案型のほうが何段階か交通整理が必要。提案の事前段階で相談を受けないと成案になるのは難しい。当然、採択されなかったときの市民からの失望や落胆は非常に大きいので、そういった不信感を招かないためにも、窓口のきめ細かい対応をする必要がある。ただ、やることに意味がある制度だと思う。

中川委員

資料4を見ると、豊中市では市民提案制度のほうがあまり出ず、提案公募型委託制度のほうが出ていたという事実を、西宮市と比較すると、逆の結果になっている。提案のしかた、広報のしかた、市民がどの程度理解しているのか、知っているのかという部分が影響しているのかと思った。市民や団体が提案していく状況を作っていくことが必要だと思った。

渡邊委員

市民企画事業は、観光に偏っていたという意見もあるが、私としてはやって良かった事業だと思っている。歴史の道の再開発や奈良公園の浮見堂でのイベント、市庁舎屋上にライブカメラを付けて観光拠点の放送など、奇想天外や予算が掛かったと言われたが、一番高いのでも1億円に届くか届かないくらいだった。転害門の案内所で8～9千万円位、巨額と言われればそうだが、市の事業として巨額ではなかったと思う。きたまち案内所でも1千万円程度だったが付近の住民が熱心に活動されているし、良かったなと思っている。自分の利益にしたいという人達の提案は多かった気がするが、地域でこれがやりたい、という提案があって良かった。一度その資料を見ていただけたらどうかと思う。

室委員

県庁の例だが、10年くらい前、県庁の各課に呼びかけをした。県民やNPOと協働する事業がないかと提案して、そこから最初の活動を始めた。そのときに県民やNPOからの提案は入ってなかった。それはおかしいと言った。当時近畿各地では最初から市民提案に係る協働事業が出ていたし、和歌山県でも出ており、なぜ奈良県は出てこないと言ったら、何が出てくるか分からないと（奈良県は）回答に窮していた。最終的にNPOからの協働事業も始まった。

もう一つの問題は、私の団体は社団法人で、その対象にならなかった。社団法人はどこかのひも付きの団体と思われてダメだという事で、別の任意団体の名前で提案をしてくれと言われた。奈良県でも15～6年前かもう少し前にこういうことをされて、色々問題があったとしても、良かったのではないかと自分は評価している。そのときは、この協働の条例とは別にスタートしていた。市民からの提案も受けて考えてやるということを条例で書き込んだほうが良いと思う。全体として意見を出す、我々は何のために言うのかということ、条例の趣旨に書いているとおりに、地域でNPOや市民の活動が活発化して地域が良くなること。それを通じて、その一環として市民やNPOと行政との協働事業もあるということ。その中で我々はその部分の市民やNPOとの参画協働が進んでいるかどうか、行政をチェックする役割も持っていると思う。だから狙いとしては、もっともっと地域社会が良くなっていることが眼目だと思う。ただ条例改正をすることについて、部分的改正の場合、どうしてもこれをやりたいという積極性が無ければ、ついでに改正するということでは、行政としても提案しにくいのかと思う。そういった決め手を我々が打ち出せるかが課題と思う。決め手となるものを打ち出せなければ、もう少し時間を待って、その間に色々やってみるということになるのかと思う。今述べたとおり、これがやりたいのだという決め手をきちんと打ち出せられるかどうかだと思う。

伊藤委員

前回、NPOの書類を全部出すということと言われており、家に届いたので目を通した。防災関係の仕事をしているので、災害救援活動に関する分野がどれくらいあるのかと思って見たが、東市校区のテントウムシの会一つしかない。分野的に見るとこういうところでのNPO法人の組織化は難しいのかなと思う。だんだん難しい議論に入ってきたなと思っている。「防災福祉」という言葉を中川副会長から初めてお聞きした。防災関係者はあま

り間口を広げないように行政から言われているが、抱えこんでいる問題の一つが孤独死の対応である。どういった訳か女性防災クラブの会員が立ち会う機会が多いもので、そのところをどうしていくのか。広げすぎだと言われることもあるが、このことは広げる、広げないということではなく、私たちに関わってくる問題なので、どうしようかと自治会にお願いして行動しようかと思っているところまで来ている。

辻中委員 市民提案制度について、資料4で、奈良市では平成21年度に3事業を実施されたということだが、平成21年度まで何か特別な事業が行われていたということか。市民提案制度をつくるのは賛成だが、条例を変えなくても協働ができると思う。新たに条文を作る意味は何か。協働を行いやすくするのか、あるいは条文ではできないから新たに制度を設けるということか。

今西部長 条文がないとできないわけではないが、条文で制度を担保しようとするものである。

辻中委員 やりやすくしようとするものか。

今西部長 そうである。

辻中委員 資料2に、渡邊委員が言っていた、きたまの案内所が載っているが、これは平成24年度の事業ということか。

今西部長 案内所には「きたま」と「転害門」がある。平成18年度から21年度まで4年間市民企画事業を行っていた。資料4に書いている8事業は、平成21年時点で8事業の申請があつて、3事業採択したという意味である。平成18、19、20年度についてはここには書いていない。先ほど渡邊委員からも過去の市民企画事業の状況が分かるものがあれば（出してほしい）との意見もあつたので、次回にでも提示できたらと思う。最初の平成18年度は、12事業の提案があり2事業採択した。「転害門」については、旧南都銀行手貝支店を有効活用しようということで、市の施設にするならば耐震化を行わないと住民や観光客に使ってもらえないので、費用がかかることからなかなか予算が付かなかつた中で、企画事業でなく市の直接事業として観光施策で今年度事業化することとなった。鍋屋（「きたま」）も、企画事業として採択したときは、提案者の申し出にも条件が付いており、その条件がクリアできなかったため、企画事業ではなく市の事業として実施した経緯がある。最終的に企画事業として行われたかは別問題として、市民からの提案はとても良いものがあつたし、施設を改修してほしいというだけでなく、運営も自分たちがボランティアですると

辻中委員
今西部長
中川副会長

いう成り立ちで今に至っている。結果として、協働事業として市の施設を運営していただくにあたり指定管理料は支出されているが、その地域を愛おしく思っている方々の協力によって成り立っているものだと思う。協働という意味では成功した例かなと思う。その2つの提案自体は市民企画事業（の中でのもの）だったのか。最初は企画事業の中での提案であった。

市民参画及び協働によるまちづくり条例を作った当時のことを思い出し反省している。今、市民提案型か行政提示型かに議論が集中しているが、私はたいして大きな問題とは思っていない。ひとつのシンボリックな事業であって、多い少ないのは市民の熟度や参画協働の広がりによって変わってくると思う。

それより大事なことは、参画協働による自治体運営がだんだん定着してきていることだと思う。それを物語っているのが、資料2の協働事業調査結果である。委託から始まって企画、立案、政策提言等とあるが、これらはすべて協働である。法律で制度化されているのは指定管理者制度である。これは、多くは企業と協働しているが、それをできるだけ地元のNPOやコミュニティ団体に協働のパートナーとなってもらい、指定管理を受けてもらうというのは、むしろ奈良市の財政や奈良市民にとって利益となる。大阪や東京に本社がある会社が指定管理を受けても法人税は入ってこない。委託料も流出する。せめて地元雇用が発生するという程度である。奈良市民から集めた税金はできるだけ奈良市内で投下するという思考法からすると、参画協働は非常に有効な政策である。そういった経済面から考えるのが大事である。市民に委託できる事業は市民に委託していくということである。

前回の審議会でも整理したように、市民側に最終責任がある分野と、行政側に最終責任がある分野と、（市民側と行政側の）真ん中で一緒にしなければならない分野の3つあるが、行政が最終責任を負う分野については委託料という支出になるという事を確認した。市民に最終責任がある部分で行政が支援するのが補助・助成になる。この見取り図を頭に描いておいたら良いと思う。真ん中の部分はまだまだ開発しなければならない。ものによっては委託になるものがあり、分担金・負担金になるものもある。補助となり再整理が必要となる第三の領域もある。

何が言いたかったと言うと、奈良市はこの条例が施行されて以来、政策形成段階における一般市民公募や、コミュニティ団体やNPO団体の参加といった、この分類に入らない協働の手法がかなり

拡充されてきている。それも実は大きな協働である。統計上出てきていないが、とても大事なことで、そういったものも成果と考えて良いと思う。この資料の中にいわゆる一般市民公募による審議会委員への参加も統計に入れたほうが参画協働の実態を表すことになると思う。

それから、福尾委員が冒頭に、この審議会の使命がぼんやりとしていて悩んでいるとおっしゃった件であるが、昔条例を作っているときに、どういう議論経過をたどったかを思い出した。参画協働は、近年の流行りでやってみたら面白そうだからやってみるとい自治体もあるが、そういうものではない。

私は（協働は）自治体の改革だと思っている。奈良市は、議会及び行政による団体自治と、梅林委員たちがご努力されている住民自治、この両輪で成り立っている。住民自治も、梅林委員のようなコミュニティ系の住民自治と、室委員のようなアソシエーション型の住民自治の2通りがあって、双方を活性化させないと、自治体の負担とコストは上がる一方である。双方ともエネルギーの供給と自立活性化を図っていかないと、奈良市自体の活力が落ちていく。ハイコスト・ローパフォーマンスの地方自治体になっていく。いずれ市民の上に莫大な負担となって返ってくる。それを何とか食い止めていくとともに、次の発展形にもっていくために、必要な考え方が参画と協働だったのではないか。

だから、（協働は）奈良市を活性化、再生させていくための究極な手法であると理解する。参画協働がそこにキーワードとして入っているが、大きく言って、行政経営にもっと市民が参画する、協働する。市民社会経営に対して行政がもっと支援し参加していくという相互乗り入れだと思う。その相互乗り入れがどんどん図られていくことで、行政・議会と住民の相互理解が深まるはずである。みんな風景のように（お互いを）見ているところがある。奈良市のことはさておき、衆議院選挙のことばかり関心を持っている。これで本当に地方自治を支えていけるのか、足元から考えていこうということではないか。団体自治の行財政改革を進めることと併せて、住民自治の改革と活性化を図る、そのために双方が力を出し合う。相互乗り入れを図る。それが参画協働条例の本義だと思う。カッコいい話だし、全国の自治体が次々行っているから、自分の自治体も乗り遅れまいとやっていくといったいい加減なものではない。これだけははっきりと確認したほうが良い。委員のメンバーが代わるたびに、本義は確認していったほうが良

いと思う。

そこで、奈良市はこれまで協働に関する多くの取り組みを行ってきたことを確認したい。この市民企画事業の件数が少ないことについてであるが、言ってみれば、これは（協働の）シンボリックな事業であって、この件数が莫大に増えるとは考えにくい。だから、これで一喜一憂することはないと自分は思っている。それよりも、市民参画による総合計画の策定や、市民参画による消防基本計画の策定といった取り組みが行われているのだから、そういった（この資料に表れていないところを）資料に挙げてもらえるとより説得力があると思う。

今西部長

（資料2の）補足説明をさせていただきたい。表の右から2つ目の列に、「協働の質」を挙げさせていただいている。そちらをご覧くださいと、「実施段階から協議1～2回」や、「協議多数」、「協議なし」といった区分に分かれている。協働事業調査を始めたときは、「協議なし」が非常に多かったが、毎年「協働のための職員研修」を実施したり、この調査を行ったりしていることで、協働の質について企画段階から協議をするという事業が年々増えてきているように感じている。今数字で明確にお示しすることはできないが、私が直に感じているところである。協働事業の数も増えてきているが、（数が増えるだけでなく）その中身も充実してきていると考えている。

室委員

この審議会だけではなく、奈良市が行っている協働に関連することも、審議会委員に情報提供してほしい。ボランティアインフォメーションセンターでのボランティア講座が開催されたことや、「協働のための職員研修」で市民とNPOと一緒に研修を受けたこと。私はたまたまメールやホームページで見るだけで、審議会の委員として知ることはない。必ずしも全員が参加するというわけではなく、そういったところに審議会委員も参加していただかないと、ここだけの議論になると思う。これからも情報提供をお願いしたい。

今西部長

「協働のための職員研修」は平成18年ごろから澤井会長や中川副会長に（講師を）お願いしているが、昨年からは市民や市民公益活動団体も参加できる研修をさせていただいた。係長級の職員を対象とした時は、市民公益活動団体の方と少人数でグループワークを行った。また一般職と管理職対象の研修の際には、座学だが市民にも参加していただいた。今年は8月8日にグループワーク形式で研修をさせていただき、その際室委員にもご参加いただい

た。この月曜日と火曜日には、龍谷大学の深尾先生に講師として来ていただき、梅林委員をはじめ奈良市自治連合会からも約11名の参加があった。社会の状況が変わってきているので、協働しないといけないのではなく、協働せざるをえない状況になっているというお話をしていただいた。審議会の委員の皆様へは今後情報提供をさせていただく。

辻中委員

資料2の274件が多いか少ないかは、同じ人口の都市と比べてみないと分からない。平成24年度が274件で平成25年度がそれより多くなれば意味があると思うが、当然この274件の中には、目的を達したという理由で（274件から）外れる事業もあると思うし、外れた事業をカバーすることで結果的に事業数が多くなれば、この条例が施行された意味があったのだと思う。

中川副会長がおっしゃっていた、市民も行政にもっと参画していかないといけないという話も、梅林委員らがおっしゃっていた地域コミュニティの件もだが、地区社協と地区自治連合会（の関係性）が地域によって違いがある。梅林委員のような積極的な役員の方もいれば、義務で（地区自治連合会長を）務められている方もおそらくいると思うので、それが地域の差を生み出していると思う。

あまり動いていない地域においては、これ（まちづくり協議会）の意味について自治会長だけではなく住民にどのように伝えていくか、その方法を考えないといけないと思う。労力の要ることなので、面倒くさいと思う方もいるだろう。したがって、メリットがどこにあるのかを理解してもらえるように働きかけていかないといけない。（現在、地域の取組み等に）参加されていない人にも参加してもらうために、この組織を設立することによって市にとって、そして住民にとってどういったメリットがあるということを伝えていく手段を考えないといけないと思う。

澤井会長

コミュニティ政策の議論から、NPO政策の議論へと審議を進めてきたが、再度コミュニティ政策についてのことを含めて議論があれば出していただきたい。コミュニティ政策におけるコーディネーター機能をどうするのが一つにある。地区自治連合会と地区社協は、実際連携しているわけだが、コーディネーター機能はどうしているのか。先ほど伊藤委員が述べた孤独死という問題に（地域が）向き合わなければいけないときに、（その問題に）関係する団体や人をどのようにつなぐかという点が今のところ未整備である。実際は（地区自治連合会と地区社協が連携しているよう

梅林委員

に) コーディネーター機能が入っているのだが、意識化されていない感じがする。自治会、地区社協、自主防災防犯組織等が集まって、小学校区レベルで(地域の課題について)話し合うということがあっても良いと思う。梅林委員いかがか。

おっしゃったとおり、危惧されているところである。ここだけの話であるが、地区自治連合会長の位置づけの問題だと私は思う。地区自治連合会の中でも、会長という職についての意識の違いがかなりある。地区自治連合会が地域のすべてだから(その会長である)私が偉いと思っている人も中にはいる。自主防災防犯組織が48地区で組織されている。私の地区では自主防災防犯組織の会長は(私ではなく)若い方に務めてもらっているが、市の自主防災防犯組織の役員の中には、そんな(若い)メンバーが会長をしていると、いずれ地区自治連合会から独立して(自主防災防犯組織だけで)個別に活動するようになるから駄目だと言う者もいる。

もっと極端な例だが、地区には地区自治連合会や自治会、地区社協がある。地区社協には地区自治連合会も一組織として参加している。(私の地区では)16の団体の代表が参加して、役員を決めて地域の行事をしていこうとしているのだが、奈良市自治連合会の中には、地区自治連合会会長が地域で一番偉いという人や、地区社協は連合会もその構成団体となっているのだから、地区社協の会長が地域で一番偉い、というような馬鹿げた話をしている会長もいる。これは地区自治連合会長の意識の問題で、昔はそういった連合会長でも良かっただろうが、今はそうではない。

大安寺西地区は人口約1万1千人、自治会の数が21の地区で、(地区自治連合会には)その代表が(自治会長として)出てくるのだから、(連合会長である私の役目は)協議や議論されたことを地域に持ち帰り、自分たちの地域が少しでも良くなるようにどうすれば良いか考えることである。(地区自治連合会会長である)自分達が偉いからと、地区調整員を手足のように使う会長は錯覚している。そして、そういった地区は(他の地区に比べ)非常に遅れている。連合会長として地域をまとめられていない。

昨日の奈良市自治連合会の検討委員会でも、そういった会長は、こんなことはできない、こんなことをすると連合会がおかしくなる、とかそういったことばかり言う。(まちづくり協議会についての検討を進めていくに当たり)そのような葛藤がこれから始まるのかという思いで、こういった点をどのようにまとめていくか大

変な問題である。こういった葛藤は地域の中にもある。これを今後どのようにしていくか非常に大変なことである。

特に奈良市は都会型と農村型に地域の状況が分かれている。特に農村の中に新興住宅がある地域は（新旧の住民がおり）大変である。私の地区は幸いなことに、新興住宅ばかりで旧村が無く、比較的まとまっている。以上のように、取組みを進めるうえで難しい部分も出てくるので、今後検討していきたいと思う。地区自治連合会と地区社協の関係がうまく行かない原因は今述べたようなところにあり、克服していかなければならない問題だと思っている。

私は今年度地区社協の会長を務めている。奈良市自治連合会の場合は月に1回、48地区の連合会長が集まって協議している。地区社協（の会長が集まる会議）もそのようにすれば良い。社協（の会議）は月に1回ないと思う。年に何回かである。私も社協の会議で発言したのだが、社協（の会議）は「次にこんなことをします」などの行事案内が1時間半続き、各地区の社協がどのような課題を抱えているとか、今どのように取組みを行っているとかといった話はない。ただ単に市社協からの連絡事項を受けるだけの会議が、年に1、2回あるだけである。市社協に対しては48の社協の会長が月に1回でも集まって、色々な情報交換等しながら、自分達の悩みを相談しながら地区社協をどのように発展させていけばよいかという会議をしたら良いと思う。

福尾委員

先ほど梅林委員が発言された、前回の地区社協連絡会での話については担当から聞いている。市社協の役割は地域に入り住民に様々なことを伝え、動いてもらうことだと思う。今、全国社会福祉協議会では生活支援を進めているが、社協が実施する地域福祉権利擁護事業や生活福祉資金貸付相談などの事業の裏には、非常に深刻な事態にある方々が数多くおられる。そういった方々をどうするか地域に投げかけ地域での支援体制を築く働きかけをしなければならないと思っている。今、梅林委員がおっしゃったことは持ち帰り協議をさせていただきたいと思う。

中川副会長

社会福祉協議会と自治連合会との関係は（地域により）千差万別で、奈良市内も同様である。一筋縄ではいかない多様性があると思う。なぜなら、社会福祉協議会自体が各都道府県で展開している活動水準もまた千差万別だからである。社会福祉協議会こそが地域のまとめ役、リーダーとなっている中山間地域もあるし、（一方では）地域での社会福祉協議会の存在意義が薄いところもある。

要は、頑張っている社会福祉協議会ほど自治会のライバルに見えてしまうのである。そこはボタンのかけ違いで、社会福祉協議会は、福祉（を活動テーマとした団体）である。教育には口出ししないし、防災防犯にも手出しができない。力のある社会福祉協議会は活動領域がどんどん広がっていく。

ある市では、総合的な自治協議会の設立のための条例改正において、議会で議決される寸前に、社会福祉協議会が条例改正に対する反対運動を起こした。自分たちの縄張りが乱される、自分達のシステムが崩壊するという恐怖を感じたらしい。それは誤解である。協議会ができれば、むしろ社会福祉協議会の存在もより鮮明に地域の人達に見えるし、役割分担もはっきりして労力の軽減につながるはずである。これまでやってきた仕事の仕方を変えざるをえないのではないかと思ったとき人は抵抗する。それは誤解である。防災防犯・環境・教育等へ社会福祉協議会は口出しをしても良いが、（そういった分野への）力があるのかと逆に聞きたい。そのバックアップは自治会しかできない。そのお互いの補完関係を地域ごとに考えてもらいたい。地域によってバラエティがあるので、地域の中で仲良く話し合っ解決するしかない。相手をお互い全否定しては駄目だと思う。PTAと自治会との関係も同じで、PTAが持ち得ない地域の人材力を自治会は持っている。自治会が持っていない若い活力をPTAは持っている。こういった相互の補完関係をもっと協議していくことが必要である。

それから、辻中委員の話の答えになるかもしれないが、組織の初動期である（第1）段階での（行政からの）支援方法、組織がいよいよ結成できるという（第2）段階での支援方法、中長期計画を作るという、活動開始期である（第3）段階の支援方法、実際に動き出して事業の実施や指定管理を受託しているという、活動充実期である（第4）段階の支援方法、最終的にはコミュニティビジネスを始めた（第5段階）。実際に1億円近い売上を出している協議会まで全国で続出している。それぞれの段階で、行政はどのように協議会とお付き合いするべきか。段階ごとに市のスタンスも変えていかなければならない。

梅林委員が述べたように、ディスコミュニケーションで団体間に溝があるような地域を（行政は）放っておいて良いのか。自分は放っておいてはいけないと思う。最終的には住民が自ら気づいていかなければならないが、気づきの場やコミュニケーションができる場の設定を行政が支援していかないと、できない地域はいつ

までたってもできなくなる。初動期、結成期、活動開始期、充実期、自立期と分けて、段階ごとに行政支援のスタイルを変えていく。

澤井会長が述べたように、一番大事なのはコーディネート機能である。立場や文化が異なる、あるいは行政の仕組みが分からない人達に伝えてあげるコーディネーターの存在は絶対必要である。また、議論や会議の仕方、計画の作り方、報告書の作成方法などが分からなかったり、ストレスを感じていたりする。コーチングやファシリテートをしていかなければならない。自分達で考えなさいというのは酷であり、このような支援も必要である。

また、活動が活発になってきたら、新たなトラブルが発生する可能性がある。ビジネスなのか、ボランティアなのかという問題があり、その調整をしていくという（行政としての）役目もあるだろう。ある地区ではこんな仕事をしたらどうかと仕掛けていき、プロデューサー機能を果たす職員もいるように、実に多様である。柔軟に（地域と）付き合える職員を養成していかないといけないし、（行政が）縦割りのままでは、全ての職員でも太刀打ちできない可能性もある。そこで、専門的に鍛えて育成しているのが、例えば神戸市である。少ないところでも6人、多いところでは10人、係長級職員を配置している。ただ、奈良市がその段階に至る時期がいつなのか、現時点では分からない。40万都市の豊中市でも、モデル的に3地区で実施し、課長、課長級補佐、課長補佐の3人を配置している。名張市の地域づくり委員会は17地区あるが、部長級の3人で実施している。どの階級の職員を充てるべきか、各自治体で判断したら良いと思う。若手を投入する神戸市はエネルギーと馬力が要るからだと思う。古参級、ベテランを配置している名張市は説得力と経験が要るからである。それは各自治体によって違うと思う。一概に奈良市がこうだとは決めつけられない。梅林委員が述べたように、都市型の地区もあれば農村型の地区もあり、それに応じて要員配置を考えないといけない。

室委員

今の話に関連したことだが、行政は縦割りだと言われるが、住民も縦割りすぎる。それは別として、社協についてだが、20～30年前、全社協から地区社協をつくろうという呼びかけが（全国的に）あり、各市町村とも地区社協の設置を（地域に）呼びかけてきた。奈良市も一応全域に組織されているが、全社協からの呼びかけの中であったのは、会員から会費を集める形で運営していくことになったが、市社協もほとんどのところが会費制と言うほ

どの会費がない。行政からの助成や共同募金会からのお金を使いながら運営されており、特に地区社協となるとまだまだ形だけなのが実態なので、そのあたりをしっかりと積み上げていかないといけないと思う。市町村社協の事務局も少ないし、県社協でも50～60人ほどしかいない。さらにそれとは別に事業もしているため相談業務や地域の指導まで手が回らない。そういった実態も分かってはいるが、市社協としてももう一度考えなおす必要がある。

福尾委員

会費制というよりも会員制であると思っている。会費をいただくということは会員になってもらうということで、会員が増えることでたくさんの情報や支援をいただけることは良く分かっている。今年も様々な形で会員の募集を積極的に行っているが、取り組みのアピールが悪いのか下手なのか、協力が少しずつしか増えていない。会費制であることは良く分かっている。

梅林委員

自分も地区社協の一員だが、そういった情報が聞こえてこない。48の地区社協の会長を集めて、予算も含めて社協として積極的に動かないといけないと（市社協から）訴えてもらうことが必要だと思う。今おっしゃったことについて初めてお聞きしたので、それでは駄目だと思う。もう少しオープンにしてもらい、問題点は問題点として正直にさらけ出して、今市社協ではこんなことで悩んでいてどうしたらよいか、というような形で、話し合いの場をもう少し持つようにしないといけない。

おそらく市社協はしんどいのではないかと。社協に対する要望はどんどん増えているため、地区社協に協力してもらわないといけない。地域住民のためなのだから、（地域住民である）我々が協力していかないといけないので、情報をもっと出すべきである。

澤井会長

本日は様々なことを議論したが、一つは条例の中に職員の位置づけについて書いた方が良くと思う。今日は社協の意見交換をしたが、職員もコーディネーター機能を持っている。それが意識されておらず、現実には事務処理のみをこなしている状況であり、実際には市役所の職員も変わらないといけない。条例に隙間があるとすれば、内部的もしくは内包的な面（に関する規定）がない。外的に見てしまう。どこにも書いていないため、そのあたりをどうするか。書くことかどうかも分からないが、そういった必要もあるかなと思う。

協働の結果からも（協働は着実に）進んでいるが、職員自身が（協働が進んでいることを）改めて確認することで、共通の認識を作

	<p>っていくことも大切だと思う。それも含めて今後議論していきたい。</p>
室委員 澤井会長	<p>条例改正の件（についての審議）は、これで終了ということか。条例の改正についてのご意見は今日いくつか出た。それを整理して、（次回以降）審議会（の意見）としてまとめる方向で議論をしよう。</p>
室委員 澤井会長 室委員	<p>（次回を）秋に開催するということか。 そうである。第5回。 これで終了ということであれば、パブコメをしてもう一度審議会（を開催すること）になっていたが、これまでの審議だとどちらに傾いているのか分からない。（条例に）書き込むというのが優勢なのか。</p>
今西部長	<p>今回で審議終了ではない。（条例に）書き込むことについては（審議会委員の）どなたも反対しておられない状況であるが、どのタイミングで書き込むのかを次回で（審議していただきたい。）3月までに改正しないといけないとなればその方向で進まないといけないし、（あるいは）もう少し待てば中間報告が奈良市自治連合会から提出されると思うので、（それを待って）平成26年度の早い時点で（条例に書き込む）ということにもなるので、合意形成があった中での提言をいただけたらと思う。</p>
室委員	<p>簡単な内容の提言となったら行政もどう受けて良いか分からないだろうし、何を重点提言として打ち出せるかである。それがないと行政も3月議会に提出とはならないので、それも踏まえて次回審議をしたい。</p>
澤井会長	<p>その案については事務局と相談をした上で、私と副会長で案を作ってたたき台にする。</p>
中川副会長	<p>条例を改正する必要性については合意が取れていると理解している。（奈良市自治連合会の）地域まちづくり推進協議会検討委員会で検討していただいているということを見無視することはできないので、（検討委員会には）ご苦勞をおかけするがさらなる議論をお願いし、それを受けて条例に反映するということは確認している。ただ、それだけでは勿体ないので、NPOに関してもう少し踏み込もうということが今日確認されたわけである。 また今西部長からあったように、議会にかけるタイミングをどの時期にしたら良いかについては、政治判断が必要なので考えさせてほしいとのことである。改正するというについては確認されていると思う。連合会に負担をかけすぎているかが気になる</p>

梅林委員	<p>ところである。</p> <p>(奈良市自治連合会でも) 条例見直しをしなければならないという ような議論がやっとできるようになった。地区によって連合会 の事情も異なり、(地区内の) 自治会の半分しか加入していないの に、連合会となっている地区もある。(そのような地区では) 意見 をまとめること自体も大変かと思う。</p>
澤井会長 堀内課長	<p>常に状況を勘案しながら、次回の審議会日程を決める。</p> <p>次回は10月30日(水) 15時から開催させていただきたいの でよろしくお願ひしたい。次回の審議会では提言案を提示させて いただく。</p>
澤井会長	<p>以上で第4回審議会を終了させていただく。</p>
今後の予定	<p>第5回は、平成25年10月30日(水) 15時から</p>
資 料	<p>【資料1】市内のNPO法人 一覧</p> <p>【資料2】コミュニティ施策及びNPO施策の条例文言</p> <p>【資料3】市民提案制度 一覧</p>